



Title	古代イスラエルにおける個人と共同体
Author(s)	三枝, 礼三
Citation	基督教学, 15, 21-23
Issue Date	1980-07-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/46384
Type	article
File Information	15_21-23.pdf



[Instructions for use](#)

古代イスラエルにおける
個人と共同体

三 枝 礼 三

1 問 題

たとえば、申命記五・九では、父の罪に対する刑罰が近親係累に及ぶ、とされている。他方、同じ申命記二四・六では、罪に対する個人責任が強調されている。両者は明らかに矛盾するように見える。勿論、前者は、神の聖性そのものに係わる大罪に対する神の法であるのに対して、後者は、对人的罪に対する残酷な異教的刑罰を禁じた人間的法であるから矛盾しない、と調和させる説(S・R・ドライバー)もある。しかし、個人責任を強調する後者の根本精神は、既に申命記七・一〇の所謂神律の中で主張されているのである。

それゆえ、ここには既に、共同体と個人、全体と個人の問題が、一種の緊張を孕みながら伏在していると見て

よからう。

2 共同体の優位性と分離の異常性

もとより、ラートが言うとおり、イスラエルにおいても、個人より家族集団乃至部族集団が優位を占めていたのであって、敵であれ味方であれ、共同体に属さない個人というものは考えられなかった(G. von Rad; A. T. Theologie, E. tr. Vol. II, p. 348)。

従って、民族、部族、氏族、家族等の全体の中から単一の個人が探し出されたり、特別に選り出されたりした場合には、それは常に何か異常な事件を意味していた。例えば、犯人アカンが探し出されたときのように、それは特別な災禍であったし(ヨシユア記七)、サウルが王とされたくじ引きのように、ヤハウエの特別な選り出を意味することもあった。

つまり、個人には、全体カラ分離されるか、全体ノタメニ分離されるか、その二つの可能性と流れがあったわけである。

3 全体カラの分離

全体カラ分離追放された者としての個人は、アカンの

ように、律法に背き、「イスラエルにおいてははかかることはあったためしが無い」と言われなければならないような破廉恥罪を犯してしまった場合に発生している。しかし、サウルに追われるダビデの「ひとり」(1°pad)状態も、全体から絶縁された恐るべき孤立無援の事態(2°pad)を意味した。詩篇一〇二の詩人も、孤独の苦しみを「わたしは眠らずに歎きます、屋根にひとりいる (3°pad) はずめのように」とうたっている。最古の遊牧民時代から、「ヘブル人は孤独に対する愛を持たない」(L・ケラー)のである。

だが、やがて、この追放された個人としての孤独の意識は、捕囚期をとおしてイスラエル民族全体を襲った。このように、全体カラの分離の流れは、正当な或は不当な非難告発、迫害、病い等の結果としてもたらされる不幸を意味し、決して推奨されない。しかし、ヤハウエは、この絶縁された者の流れに対してさえなおよく到達し得るものとされた。

4 全体ノタメの分離

全体ノタメの選びも、人を孤独へと導く。族長物語の冒頭で、ヤハウイストは、「別離せよ」という主の命令

をアブラハムに対して三度もくり返す。しかし、この分離は、決して災を意味しない。却って、全体への祝福の約束に帰結する。さらに、ヤボクの渡りで「ひとりあとに残った」ヤコブ、シナイ山上へ「ただひとり」(1°padto) 召されたモーセ等、選びの物語は、すべてまず分離物語である。即ちそれは、すべての召命と啓示が何よりもまずその受領者を孤独状態へ導き入れるのと同じである。

そして、「わたしはあなたの手の重みの下に、ただひとりすわっていた (2°dad yatabtu)」と歎くエレミヤは、この全体ノタメの分離の流れの最も際立った典型であり得るだろう。エレミヤは、「人はめいめい自分の罪によって死ぬ」(三二・二九)「あなたがたは自ら割礼を行って、自分の心の前の皮を取り去れ」(四・四)と、聴衆にも個人化を迫る。しかし、それは、主のゆるしによる真に新しい契約の共同体へと再結集されるためであった(三一・三三—三四)。

5 結 語

かくて、古い契約の民は、徹底的な個人化の道を経て新しい共同体へと導かれる。即ち、古いイスラエル全体が、捕囚において経験した審きと離散、追放と個人化

は、罪のゆるしをとおして新しい契約の共同体へと導かれる。じつに、ここにおいて、新しい全体ノタメニ分離された個人の流れが、古い全体カラ分離された個人の流れに出会い、合流し、その孤独の苦しみを共に担うのである。この意味において、エレミヤの完全な孤独の苦しみは、それを真に一身に担う単独者の予表だと言えないであろうか。

だがさしあたり、少くとも我々は、H・ヴォルフと共に、次のような思想を人間論に対する旧約聖書の貢献として高く評価してよいであろう。即ち、人は自分自身をまず比類ない声の招きによって自分が受けついできた古い絆から召し出された個人である、と同時に新しい契約共同体へ招かれている個人であると理解すべきである、という思想である。

文 献

- H. W. Wolff, Anthropologie des Alten Testaments. 1973.
M. North, Geschichte Israels. 1969.
H. J. Zobel, Theologische Wörterbuch des A. Ts. ,häddä. 1972.
L. Köler, A. T. Theologie. 1957.
G. von Rad, A. T. Theologie II, E. tras. 1965.
R. S. Driver, Deuteronomy (I.C.C.) 1960.